令和６年度　物流生産性向上伴走支援事業　実施規程

制定　令和７年４月 14 日　　７食流機構第 34 号

第１　趣旨等

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、令和６年に改正された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に対し、その当面する課題の解決支援を行うことを目的とする。

このため、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）は、持続可能な食品等流通緊急対策事業補助金交付等要綱（令和６年 12 月 18 日付け６新食第 2047 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び物流生産性向上推進事業実施要領（令和６年 12 月 18 日付け６新食第 2086 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」という。）に基づき、食料品等の物流改善に取り組む者又は検討等をする者（以下「依頼者」という。）からの依頼等により、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等（以下「専門家等」という。）を派遣する支援事業の適切かつ円滑な実施を図るため、この実施規程を定めるものとする。

第２　事業の内容

本事業は、食料品等の物流改善に取り組む者又は検討等をする者を対象に、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣し、物流における輸送力不足という構造的な課題等の解決に繋げる次の内容とする。

１　専門家等の選定・配置

２　物流等の専門家等の派遣

３　派遣後のフォローアップ

４　支援内容の整理等

第３　事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和８年３月 31 日までとする。

第４　専門家等の募集及び登録

食流機構は、以下の方法により専門家等を登録する。

１　公募による選定

（１）食流機構は、原則として、多岐に渡る物流課題に対応できるよう、幅広い分野から依頼者が必要とする能力等を有する者を公募し、審査・面接のうえ登録するものとする。

また、面接に関しては、対面又はオンラインで行うものとする。

（２）（１）の公募に応じようとする者は、様式１の専門家等登録申請書（以下「登録申請書」という。）と伴に様式２の誓約書を食流機構に提出しなければならない。

（３）食流機構は、登録した専門家等の名簿を作成し、依頼者が専門家等を選択する際に閲覧できるよう整えておくこととする。

２　食流機構による推薦

（1）食流機構がこれまで取り組んできた事業等を通じ、専門的知識を有する学識経験者（大学教授等）、物流・経営コンサルタント、設計士等に加え、食流機構及び専門調査組織の職員等から専門家等予定者を推薦する。

（2）推薦した専門家等予定者に様式１の登録申請書の提出を求め、専門家等の専門分野や過去の経験等を再確認したうえで登録する。

３　臨時の専門家等の登録

上記により登録された専門家等以外で、依頼者から派遣の要請があり、かつ、当該派遣に対応できる能力を備えると認められる者は、特に必要があるものとして別に定める場合に限り、依頼者から様式３の臨時の専門家等登録推薦書と伴に様式２の誓約書を提出させ、内容確認後、食流機構からの推薦をもって臨時の専門家等として登録し、当該派遣に限り派遣することができるものとする。

４　食流機構は、上記１から３により登録した専門家等の名簿を作成するものとする。

第５　専門家等の登録の取消し

食流機構は、次の各号に該当する専門家等の登録を取り消すことができるものとする。

（1）登録されている専門家等が診断・助言上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。

（2）心身の故障により診断・助言の業務に堪えられないと認められるとき。

（3）派遣期間中に依頼者との間に顧問契約等の指導契約を締結した場合。

第６　専門家等の派遣

１　食流機構は、様式４の専門家等派遣事業利用申込書（以下、「派遣申込書」という。）が提出された場合において依頼者に対し、派遣申込書の内容に基づき、適切な専門家等を派遣することとする。

２　依頼者は、派遣申込書と伴に様式３の誓約書を必ず提出するものとする。

３　以下の（1）から（3）の確認できない場合は、依頼を受け付けることができないものとする。

（1）食料品等の物流改善に取り組む又は検討等を行う意思があること。

（2）専門家等の派遣によって得られた成果について、原則としてその利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。ただし、依頼者の秘密事項に関すること等に関しては、この限りではない。

（3）依頼者等の役員等が暴力団員でないこと。

第７　専門家等に対する報酬及び旅費

専門家等に対する報酬及び旅費については、別途に定めて通知する。

第８　専門家等の守秘義務

専門家等は、派遣を引き受けることにより知り得た依頼者の秘密保持を遵守するとともに、食流機構の許可がない限り、知り得た情報の公開や自己の利益のために利用してはならない。

第９　報告書の提出、フォローアップ等

１　食流機構は、専門家等による支援が終了した後、速やかに専門家等から、様式５の伴走支援報告書により報告書を提出させるものとする。

２　食流機構は、前項により提出された報告書等により支援内容について、評価を行うとともに、一定期間の経過後に依頼者に対するフォローアップを行う等により、依頼者の取組状況等の把握に努めるものとする。

また、フォローアップを行った場合は、様式５の伴走支援報告書にその経過等を追記し、前項と同様に食流機構に報告させるものとする。専門家等のフォローアップがされていないなどの状態の場合、食流機構は、専門家等に必要な対応を求めるものとする。

第10　成果の普及等

食流機構は、本事業を活用し物流改善等に取り組んだ事例のうち、優良事例について依頼者の了解を得て、広く関係者へ情報共有することにより、取組の啓発等に努めるものとする。

第11　食流機構の職員が支援を行った場合の取扱い

食流機構の担当職員が本事業において支援を行った場合の報酬は支給しない。ただし、旅費については、食流機構が定める旅費規程に基づき、支給できるものとする。

附　則

この規程は、（令和７年４月14日）から施行する。